

第八十回国会 議院運営委員會議録 第十七号

昭和五十二年四月十二日(火曜日)

午後零時三十一分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 龜岡 高夫君

理事 山下 徳夫君

理事 山口 鶴男君

理事 大久保直彦君

理事 瓦 力君

理事 原田昇左右君

理事 与謝野 馨君

理事 波沢 利久君

理事 春田 重昭君

理事 川合 武君

理事 森 喜朗君

理事 三塚 博君

理事 廣瀬 秀吉君

理事 吉田 之久君

理事 北川 石松君

理事 森田 欽二君

理事 渡部 恒三君

理事 日野 市朗君

理事 東中 光雄君

委員外の出席者

議長 保利 茂君

副議長 長 三宅 正一君

事務総長 大久保 孟君

委員の異動

四月十二日

辞任

刀祿館正也君

同日

辞任

川合 武君

補欠選任

川合 武君

補欠選任

刀祿館正也君

本日の會議に付した案件

議員請願の件

本會議における議案の趣旨説明聴取の件

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案起草の件

草の件

国会における各会派に対する立法事務費の交付

に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

議院法制局法の一部を改正する法律案起草の件

第一類第十五号 議院運営委員會議録第十七号

昭和五十二年四月十二日

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件

○金丸委員長 これより會議を開きます。

まず、議員請願の件についてであります。山

中貞則君から、四月十四日より四月二十六日まで

十三日間、佐々木義武君及び与謝野馨君から、四

月十五日より四月二十五日まで十一日間、古井喜

實君から、四月二十二日より五月四日まで十三日

間、それぞれ海外旅行のため、請願の申し出があ

ります。

本件は、本日の本會議において議題とするに御

異議ありませんか。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 次に、趣旨説明を聴取する議案の

件についてであります。内閣提出に係る国有鉄

道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法

律案は、本日の本會議において趣旨の説明を聴取

し、これに対する質疑を行うこととするに御異議

ありませんか。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

第一は、国会議員互助年金法の一部改正であり

ますが、これは、昭和四十八年三月三十一日以前

に退職した国会議員等に給する互助年金につきま

して、本年四月から、基礎歳費月額五十万円を五

十二万円に引き上げようとするものであります。

第二は、国会における各会派に対する立法事務

費の交付に関する法律の一部改正であります。こ

れは、本年四月から、立法事務費の月額二十万

円を、四十万円に引き上げようとするものであり

ます。

第三は、議院法制局法の一部改正であります

が、これは、法制局の機構を整備するため、法制

主幹を置こうとするものであります。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支

給規程の一部を改正する規程案について御説明い

たします。

これは、証人、参考人等が議院に出頭した日の

日当額について、本年四月から、陳述に要した時

間が四時間未満の場合は七百円引き上げて一万二

百円に、四時間以上の場合は九百円引き上げて一

万二千三百円にしようとするものであります。

なお、附則で、財団法人沖繩国際海洋博覧会協

会は、昨年十二月に解散いたしましたので、規程

第一条第四号の規定による法人の指定に関する件

は、廃止することいたしました。

以上でございます。

○金丸委員長 それでは、国会議員互助年金法の一

部改正の件につきましては、お手元に配付の案

を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法

律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

○金丸委員長 挙手多数。よって、さよう決定い

たしました。

次に、国会における各会派に対する立法事務費

の交付に関する法律の一部改正の件及び議院法制

局法の一部改正の件の両件につきましましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件につきましましては、お手元に配付の案のとおり改正すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○金丸委員長 次に、ただいま決定いたしました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び議院法制局法の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○金丸委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○大久保事務総長 最初に、議員請暇の件につきましまして議長からお諮りいたします。

次に、日程第一につきましまして、正示内閣委員長の御報告があります。社会党、共産党が反対でございます。

次に、ただいま御決定いただきました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案、議院法制局法の一部を改正する法律案の三案を緊急上程いたします。一括して亀岡庶務小委員長から趣旨の弁明があります。採決は二回に分けて行います。まず最初に互助年金法の改正案について採決いたします。共産

党が反対でございます。次に立法事務費の交付に関する法律の改正案外一件を一括して採決いたします。全会一致でございます。

次に、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につきましまして、田村運輸大臣より趣旨の説明がございます。約六分と聞いております。これに対しまして社会党の田畑さん、公明党の草野さん、共産党の小林さん、新自の中馬さんの順序で質疑が行われます。

以上でございます。

○金丸委員長 それでは、本日の本会議は、午後一時五十分予鈴、午後二時から開会いたします。

○金丸委員長 次に、今回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、来る十四日木曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第十項を附則第十二項とし、附則第九項を附則第十一項とし、附則第八項の次に次の二項を加える。

（昭和四十八年三月三十一日以前に退職した国会議員等）に給する互助年金の年額の特例）

9 昭和四十八年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和五十二年四月分以降、その年額を、六百二十四万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（職権改定）
10 前項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

理由
昭和四十八年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭和二十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二十万円」を「四十万円」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 改正前の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定に基づいて国会における各会派に対し昭和五十二年四月一日以後の分として交付した立法事務費は、改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定による立法事務費の内払とみなす。

理由
国会の各会派に対し交付する立法事務費の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議院法制局法の一部を改正する法律案
議院法制局法（昭和二十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。
第四条の二 各法制局に法制主幹を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

法制主幹は、法制局長の命を受け重要な法律問題に関する事務を掌理する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
各議院の法制局に法制主幹を置くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（昭和二十二年九月一日両院議長協議決定の一部を次のように改正する。

別表第二中「九、五〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二二、三〇〇円」に改める。

附則
1 この規程は、昭和五十二年 月 日から施行し、同年四月一日から適用する。

2 議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程第一条第四号の規定による法人の指定に関する件（昭和四十五年四月三十日両院議長協議決定）は、廃止する。